

むつ市議会第231回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成29年3月9日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第1号 むつ市中小企業振興基本条例
- 第2 議案第2号 むつ市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例
- 第3 議案第3号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 むつ市税条例等の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 財産の取得について
(新体育館の建設用地を取得するためのもの)
- 第11 議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第12 議案第12号 むつ市総合経営計画の基本構想について
- 第13 議案第13号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第14 議案第14号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第15 議案第15号 平成28年度むつ市一般会計補正予算
- 第16 議案第16号 平成28年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第17 議案第17号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第18 議案第18号 平成28年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算
- 第19 議案第19号 平成28年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第20 議案第20号 平成29年度むつ市一般会計予算
- 第21 議案第21号 平成29年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第22 議案第22号 平成29年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第23 議案第23号 平成29年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第24 議案第24号 平成29年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第25 議案第25号 平成29年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第26 議案第26号 平成29年度むつ市魚市場事業特別会計予算

- 第27 議案第27号 平成29年度むつ市水道事業会計予算
- 第28 報告第1号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第29 報告第2号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第30 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成28年度むつ市一般会計補正予算)

【議案上程、提案理由説明】

- 第31 議案第28号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

計者務部部長
管理策納室
会管総政理出

山本宏子

員長
委員
査務局
監事

竹山清信

部長
教育部

金澤寿々子

務部策監
部事興長
策進
経済振業
総政政推
経副産課

村田尚

伊藤泰成

部策監
建設進
建政推

中里敬

務部長
策課
総政総務

須藤勝広

務部携長
策連
総政市課

中野敬三

部長
務課
財務

吉田真

部課管長
務財経
財管施設

伊藤恭雄

部民ツ長
生一
民市又課

伊藤大治郎

部興長
部興長
経水課

立花一雄

部長
設課
建土木

中村久

理会長
管理局
挙務
選委事

杉山重行

業云長部事
員局
務局
農委事經理

工藤初男

業長道長
企水
营水
公局下部

萬年茂昭

部策監
生進
民政推

田中宏司

部事産長
畜課
林興
経副農振

雪田一彦

部事策長
設理政
市
建副都課

佐藤節雄

務部略長ク長
策戦一室
合パ
総政総課シ推
オ進

角本力

務部策長
策政
災

佐藤孝悦

部長
務課
財管

木下尚一郎

部金長
生年
保

藤島純

健部社長援一長人家荘長
社福支夕
護括
の寿
保福介課包七所老憩福所

千代谷賀士子

部興長
部興長
経観課

金浜達也

部長
設課
建用地

杉山郷史

建設部
 都政主 策 市課幹
 政 策 務
 主 任 主 查
 總政 略 務
 總戰 主 部
 主 任 業
 經 濟 課
 產 興 事
 振 興

黒 澤 幸 太 郎
 井 戸 向 秀 明
 鎌 田 隆 夫

務部課查
 策務主任
 務部課事
 策務主任
 總政總主
 總政總主

栗 橋 恒 平
 中 村 善 光

事務局職員出席者

事務局長
 主 幹
 主任主査

柳 田 諭
 小 林 子
 葛 西 信 弘

次 長
 主任主査
 主任主事

東 雄 二
 村 口 一 也
 山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時15分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、2月27日、市長から今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、去る3月6日に開催した議会運営委員会で、本日の議案審議の後に上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第30 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第1号

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 議案第1号 むつ市中小企業振興基本条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。1番原田敏匡議員。

○1番（原田敏匡） おはようございます。議案第1号 むつ市中小企業振興基本条例について、2点質疑させていただきます。

1点目は、本条例には市の責務のほかに中小企業者の努力、中小企業団体の役割、大企業の役割、

そして金融機関の役割、市民の理解及び協力と、行政以外にも幅広く理解を求める条例となっておりますが、どのようにしてこの各団体、市民の皆様に普及、促進、そして連携を図っていくのかお尋ねします。

2点目は、本日はたくさんの中小企業団体の皆様も傍聴にいらしておりますが、第4条、市の責務において、中小企業者の受注の機会の確保に努めるについて大きな関心、そして期待を抱いていることと思います。現在でも市の職員の皆様におかれましては、市内業者への受注機会の確保に向け尽力されていることと思いますが、今回改めて明文化されたことにより一層知識を高く持ち、取り組むこととなりますが、今後の具体的な取り組み内容についてお尋ねします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

本条例は、中小企業の振興に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市の経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的としております。民間事業者や市民の皆様に対しましては、市のホームページ等の広報媒体を通じ周知することにより、それぞれの役割についての意識を深めていただき、連携を図っていきたいと考えております。

また、事業者のニーズを的確に把握し、行政や金融機関等との連携を促進するよう努めるほか、市民の皆様には地産地消のイベントや「まちゼミ」の機会などを捉えて、市内において生産製造または加工された商品や、市内において提供されるサービス等の利用を促進するといった意識の醸成にも取り組んでまいりたいと考えております。

中小企業振興に関する施策の実施状況を毎年度公表することによりまして、皆様のご理解とご協力を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4条の市の責務についての具体的な取り組みの内容でありますけれども、第4条第4項では、市が発注する工事や役務、物品の調達を行う場合に中小企業者等の受注機会の確保に努めることを規定しております。市では、現在もできる限り市内の中小企業者への受注機会の確保に努めているところでありますし、地元企業への発注によりまして、雇用機会の増大、資材調達等による経済効果など地域経済の活性化につながることから、今後とも地元企業への発注に努めるとともに、地元企業の育成という点においても調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ぜひとも全庁挙げて地元中小企業者への発注の拡大をお願いしたいと思いません。

最後にもう一点だけ。本条例は、努力義務規定であって、強制力は有しておりませんが、少なくとも市の補助金を交付している団体に関しては、強く理解を求めて推進していただきたいと思いますと思うのですが、もしお答えいただけるのであれば、よろしくお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 補助金を交付している団体に対してそのような形で言うことは、これは優越的地位の濫用といえますか、そういうことに当たる可能性もありますので、我々としてはできるだけ広く一般的にこの条例の趣旨を市民の皆様や事業者の皆様理解していただく方策を考えていきたく、このように考えております。

○議長（浅利竹二郎） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番半田義秋議員。

○16番（半田義秋） この条例は、我々中小企業者

にとっては非常に喜ばしい条例だと、そのように思っております。特に先ほど市長がおっしゃった第4条第4項、この工事の発注等はなるべく地元の企業を使うと。非常にありがたい話です。

それで、もう一つ、金融機関の役割とありますよね、第8条。金融機関は、中小企業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給、経営相談支援により、中小企業の振興に協力するものとする。これ市長、金融機関担当は、何かこういう特別な契約とか話し合いはされたのですか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 現在市では、地元の4金融機関とは地方創生の包括連携協定を結ばせていただいております。ですから、この条例が成立して以降、この条例に基づく具体的な措置について協議をし、中小企業の振興に努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第2号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第2 議案第2号 むつ市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、22番中村正志議員。

○22番（中村正志） 本条例で規定しております特

別用途地区とは、具体的にはどこの地域を指すのか、まずお聞きしたいと思います。

加えまして、今回の条例を制定するまでには、いろいろな条例が重なっての今回の条例だとは思いますが、むつ市都市計画マスタープラン、また立地適正化計画との関連等、また本条例の目的について、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 特別用途地区とは具体的にどのあたりにかについてお答えをいたします。

用途地域の一つである準工業地域が指定されている大湊消防署周辺の大湊地区、しもきた克雪ドームが立地する真砂町地区、苫生町の国道沿線、大畑漁港、大畑地区の加工場が立地する箇所について、都市計画である特別用途地区を指定するものであります。

次に、むつ市都市計画マスタープランと立地適正化計画との関連と本条例の目的についてお答えいたします。平成22年策定のむつ市都市計画マスタープランでは、コンパクトな都市づくりを掲げ、床面積が1万平方メートルを超える大規模集客施設が立地可能な準工業地域について、土地利用の適正化や環境保護などを図るため、特別用途地区による土地利用の規制誘導を必要に応じて検討することとしております。

また、平成29年2月に公表いたしました都市再生特別措置法に基づくむつ市立地適正化計画では、人口減少、超高齢化した社会情勢に対応していくため、公共交通、インフラ整備、公共施設の配置や土地利用について適正化を図り、安定した都市運営のもと、コンパクト・プラス・ネットワークとした将来のまちのための土台づくりを目的とし、これにより安心して暮らしやすいまち及び「ひかりのアゲハ」が輝き続けるまちとした都市の将来像を掲げ、魅力あるまちを目指そうとして

いるところであります。

魅力あるまちとしていくために、立地適正化計画では、人口密度を維持する居住誘導区域、生活利便性施設の立地誘導とする都市機能誘導区域を定めているところでありますが、この区域外における大規模集客施設の立地については、整合性を保つことが必要となるものであります。

そこで、立地適正化計画の策定に合わせ、都市計画として商業施設の立地を認めている商業地域、近隣商業地域と同程度の用途制限となっている準工業地域において大規模集客施設の立地について制限し、商業地域と近隣商業地域とのすみ分けを図るため特別用途地区を指定し、コンパクトなまちづくりを進めていくものであります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） まちのほうをコンパクトにして市街地の拡大を防ぐというふうなものもあるということなのですが、これよく言われています夜景のアゲハの形成にも役立つものと考えてもよろしいのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

アゲハチョウの夜景につきましては、商工会議所を中心に、官民挙げてこれを市のPRにしているという取り組みが行われております。今回のこの立地適正化計画、居住誘導区域と都市機能誘導区域を、ちょうどアゲハチョウの内側に設定をしますと、そして外側は一方で規制をするということですので、よりこれが輝くような形になるというふうに私は理解しておりますし、都市景観というものの中に夜景という概念を入れたということは、恐らく全国では初めての取り組みになるのではないかと考えているところでございます。

○議長（浅利竹二郎） これで中村正志議員の質疑

を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

- 5番（横垣成年） 今までの質疑の中で大体はわかったような気がするのですが、私から再度お聞きいたしますが、この良好な都市環境の整備のためというふうな提案理由であります、1万平方メートル以上を、特別用途地区内というところを規制する。この本条例で良好な環境というのが整備されるのかというのが私の質疑であります、この良好な環境というところがよくわからない部分がありましたので、そこをもう一度確認させていただきます。この1万平方メートルを規制することでどういう環境が良好になるのか。今までの答弁だと、夜景という部分も入れたということですが、そこを再度確認させていただきたいと思っております。

そして、2点目ですが、例えば業者の中では土地を区割りして5,000平方メートル、その隣に6,000平方メートルというふうな形で建物を建てようとした場合は、区割りをしているわけですから、5,000と6,000だから1万平方メートルにならないので、こういう場合は許可というふうな形になるのかどうか。同じ業者がそういうふうな5,000と6,000に分けた場合と、別な業者が、一応業者としては分けて5,000と6,000やった場合とかというのも含めてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（浅利竹二郎） 建設部長。

- 建設部長（吉田 正） 良好な都市環境の整備のためとありますが、1万平方メートル以上を規制する本条例で良好な環境が整備されるかについてお答えいたします。

床面積の合計が1万平方メートルを超える商業施設の立地を認めている商業地域及び近隣商業地域と同程度の用途制限となっている準工業地域についても、現行の制度では大規模な商業施設や遊技場などが立地可能となっていることから、これ

らの立地について制限を行うもので、これにより用途地域内における土地利用の適正化が図られ、良好な都市環境の整備につながっていくものと考えております。

次に、土地を区割りし、5,000平方メートルプラス6,000平方メートルなどは許可されるのかについてお答えいたします。集客施設を複数棟建築し、駐車場や通路等を共用することにより一体的な利用がされる場合、床面積の合計が1万平方メートルを超えるものについて立地制限の対象となるものであります。

以上でございます。

- 議長（浅利竹二郎） 5番。

- 5番（横垣成年） そうすると、今回の条例というのは、とにかく特別用途地区内において建物1万平方メートル以上というものの土地利用を規制するところの部分だけだということになります。

私もあちこち都市を見に行くと、例えば北海道の羅臼町では、一定の建物の色の制限をしたり高さの制限をしたりして、観光客が来て、あっ、何か均斉のとれたまちだなというふうな、そういうふうな良好な都市環境というのをつくっているという、それは当然まちで条例をつくってそういうふうになっているのでしょけれども、ぜひそういう形のものも今後検討してもらいたいなど。そうすると、やっぱり町並みが整合性がとれてきれいだなというふうなものもぜひ視野に今後入れてもらいたいなというのもちょうと要望させていただきます。

そして、2点目ですが、例えばその土地を利用する業者が違う業者であっても、その土地が道路とかを含めて何か一体のものだと判断されれば、それはやっぱり許可はされないということでもよろしかったでしょうか。ちょっと再度、違う業者がその土地を5,000、6,000ということで土地利用すると。それが道路とかでつながっている

となるとだめだというふうな理解でよろしいですか。ちょっとそここのところをもう一度。もしこの条例をクリアするには、例えばそこにフェンスを張ればクリアできるとか、そここのところをちょっと教えていただければなと思います。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 先ほどもご答弁しましたけれども、一体的な利用がされる場合は床面積合計が1万平方メートルを超えるものについては立地の制限の対象になるということでもあります。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第3号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第3 議案第3号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 本議案は、むつ市部設置条例ということで、今多岐にわたる業務を所管する総務政策部を内部管理等を所管する総務部及び企画、総合調整等を所管する企画部に再編し、組織の強化を図るというふうな議案ではありますが、この「多岐にわたる業務を」とありますが、現状はそれなりに仕事はこなされているものだろうと思っていたのでありますが、何かやっぱり現状問題

があるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、この再編前後で職員数の変化というのはあるのかどうか。ここの部分は、ちょっと職員がプラスアルファになって、総数としてはやっぱりちょっと職員はふえるというふうなものになるのかどうか、そここのところをお聞きいたします。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

現在の総務政策部は、平成22年度に新設されております。当初の業務といたしましては、内部管理、企画及び総合調整、秘書業務、広報広聴業務、防災対策等が主なもので、課の数にして5課でスタートしてございます。その後、市民協働、地方創生、定住自立圏、そして昨年認定されましたジオパークなど多岐にわたる業務が大幅にふえたことに伴い、市民連携課、総合戦略課、広報室及びジオパーク推進室が創設され、現在は7課2室の体制となっております。

このようなことから、内部管理等を所管する総務部並びに企画及び総合調整等を所管する企画部に再編し、部としての方向性を明確にするとともに、内部管理体制の強化や政策推進体制の強化を図るものであります。

また、職員数の変化についてであります。職員の配置につきましては、現在人事異動の作業中でありまして、職員数は確定しておりませんが、それぞれの部に部長及び政策推進監が配置されることとなりますので、それぞれ総務部及び企画部ともに担当する事務事業の強化が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 平成22年度で総務政策部がスタートしたということで、なるほどわかりました。市民協働とか地方創生とか定住自立、ジオパーク、

いろいろなものが新しく仕事がふえたということで7課2室になったということだと、そうするとこの平成22年度でスタートした時点の職員と、今現在7課2室になったところの職員数というのはどういう変化があるのでしょうか。それとも当初平成22年度でできた部分の職員数で大体この7課2室をカバーしてきたのかどうか、そここのところもちよっと教えていただければと思います。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 平成22年度の5課体制でのスタート時点と、平成29年度の体制につきましても、先ほど答弁いたしましたとおり、今人事異動の作業中でございます。

それと、比較になるかどうかわかりませんが、平成28年度の職員数と比較しますと、やはり7課2室体制になってございますので、人数はそれなりにふえております。具体的には、七、八名といったところのプラスになっていると思います。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第4 議案第4号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第5号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第5 議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第6号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第6 議案第6号
むつ市税条例等の一部を改正する条例を議題と
いたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第7号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第7 議案第7号
むつ市介護保険条例の一部を改正する条例を議題
といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第8号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第8 議案第8号
むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地
域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

すので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 今回は、小規模な通所介護事
業の基準を定めるとかという提案理由であります
が、この本条例で基準をきちんと定めることによ
って影響を受ける施設というのはむつ市内にある
のかどうかということと、2点目ですが、結局基
準が明確になったことにより、今までよりちょっ
と施設運営がしづらくなるというか、困難になる
ということはないのかどうか。2点よろしく願
いします。

○議長（浅利竹二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（井田敦子） お答
えいたします。

まず、本条例で影響を受けるむつ市の施設とい
うことについてですが、対象となる事業所は、平
成28年3月31日時点で利用定員18名以下の通所介
護事業所でありまして、市内に3カ所ございます。

次に、基準が明確になったことにより施設運営
が困難になるのではないかについてですがけれど
も、本条例改正は、国で定める基準に従い定めて
いるものであります。当市におきましては、国で
定めている基準を準用し、これまでと変わりあり
ませんので、施設運営が困難になることはござい
ません。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） これでは横垣成年議員の質疑
を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第9号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第9 議案第9号
むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例を議
題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第10号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第10 議案第10号
財産の取得についてを議題といたします。

本案は、新体育館の建設用地を取得するための
ものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 今回は財産の取得というこ
とで、新体育館の土地を取得するというふうな議案
であります。この土地の交渉の経緯というのを
お聞きしたいなというふうに思います。取得価格
1億5,000万円ということで、それなりに努力し
たという形はわかるのであります。むつ市は警
察に土地を無償で貸与してありまして、その見返
りとして県がむつ市に、そういう形の配慮をして
もらえないかなというふうなことは私は思ってお
るのですが、やはりそういう形でぜひもう少し交
渉というものの経緯をお聞きしたいなというふう
に思います。

あと、この新体育館というのはPFIというの
を検討してきたと思うのですが、そのところを
まだ検討しているのかというのちょっとお聞き

したいなというふうに思います。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） お答えいたします。

まず、むつ市が警察に土地を無償貸与してい
るのと同じように、県がむつ市に無償貸与という交
渉についてですが、むつ警察署の敷地は新築移転、
免許センターの開設等で利便性が高まることか
ら、むつ市が要望し、県に設置していただいたも
のであり、むつ市財産の交換、譲渡、無償貸付等
に関する条例に基づき無償で貸し付けしたもので
あります。

新体育館建設用地の取得については、これまで
青森県に対し、さまざまな場面で要請してきたと
ころであります。売却を目的として造成した土
地であり、事業の進捗等を考慮し、有償で取得す
ることになったものであります。ただ、新体育館
建設事業の財政的な協力要請は、今後も引き続き
行ってまいりたいと考えております。

次に、新体育館の建設はPFIを検討してい
るのかについてですが、事業手法の選定につきま
しては、むつ市新体育館基本構想・基本計画にもあ
りますとおり、従来方式と官民連携手法によるP
FI方式等の導入についても比較検討したところ
です。しかしながら、導入に係る経費や準備のた
めの期間を多く要すること、また本市においては
参加民間事業者の事業採算性の点で、複数の民間
事業者が積極的に参加意向を示すことは難しいと
の判断に至ったことから、従来方式としたところ
です。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 土地の取得については、それ
なりに県も配慮してくれたのかなというふうに思
います。

そこで、私が前回の一般質問で体育館について
聞いたときに、用地取得費として約2億1,200万

円予定しているというふうな答弁があつて、それなりに努力されたのですが、そここのところの部分の経緯ももう少し詳しくお知らせいただければなというふうに思います。

それと、P F I の部分の検討であります。この基本構想、基本計画によると、結局時間がかかるような内容で採用しなかつたような部分がかかなり大きいように見られるのですが、この前の同僚の一般質問では、それなりにP F I というのを検討していくような市長の答弁があつたので、ぜひこういう新規事業に当たってはP F I というのを導入して、最初の例になればいいなというところをちょっと期待して言ったのですが、今回は取りやめたということであります。今後ともこのやり方というのをぜひこのむつ市でも実現してもらいたいなというふうなところを要望しておきたいと思ひます。

最初の質問、よろしくお願ひします。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） お答えいたします。

私どもでは、県有地の払い下げ申請書を昨年提出してありまして、それに基づきまして県のほうでは、敷地測量あるいは不動産鑑定を行つてこの額を示しているというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第11号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第11 議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よつて、議案第11号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よつて、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第12 議案第12号 むつ市総合経営計画の基本構想についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、22番中村正志議員。

○22番（中村正志） 今後10年間のむつ市の進むべき姿を決めますむつ市総合経営計画の基本構想に

ついてなのでありますが、まずは名称のほうが今までの総合計画ではなく総合経営計画と、地域経営という観点を盛り込んだことに対しましては、大変歓迎をいたしたいと思います。

そこで、何点かお聞きしたいと思うのですが、まず前総合計画の総括と申しますか、反省が行われて、この新しい総合経営計画策定になったと思うのですが、その点についてお聞きしたいと思います。

あと、また前総合計画と大きく異なる点がありましたら、それもお聞きしたいと思います。今回、前回のときもそうなのですが、毎回議会で議決する部分が基本構想なのですよね。私今回の計画を見てみますと、基本構想の部分だけではなく、実施計画の部分のほうもすごくよくできていると申しますか、これまでのような形ではなく、きちんと関連する政策についても述べられておりますし、横串という点でも入っておりますし、また目標もはっきりしている。そういう点では、基本構想だけではなく実施計画までも議決案件としてそれに組み込んでいくというふうな方法もあったのではないかと考えますので、その点についてどのようにお考えか、あわせて3点お聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

初めに、現行の総合計画の総括と反省点ということについてでありますけれども、総括をさせていただきますと、現行のむつ市長期総合計画は、むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会が旧4市町村の総合計画を踏まえて策定いたしました新市まちづくり計画を踏襲し、かつこれを尊重しつつ、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために策定されたものであります。

これまで現行のこの計画に基づきまして、市の将来像であります「人と自然が輝く やすらぎと

活力の大地 陸奥の国」の実現のため、特色ある地域資源を生かしながら、地域の速やかな一体感の醸成を推進するとともに、市民の皆様が誇りと夢や希望を抱いて暮らすことができるまちづくりへと進化するための取り組みを確実に推進してまいりました。このようなことから、現行の長期総合計画が果たした役割は、非常に大きいものだったと考えております。

一方で、この反省点といたしましては、現行のこの計画では基本計画に基づき実施計画を策定し、個別の事務事業を進めており、これらについては施策評価という形で検証を行い、市の施策や予算編成に反映させるべく取り組んできたところではあります。計画そのものに数値目標が設定されておらず、全体として施策の進捗状況や効果の検証が困難な状況にあったというふうに理解をしています。

前計画、現行の計画との異なる大きな点についてでありますけれども、このたび策定いたしますむつ市総合経営計画につきましては、施策ごと、またまちづくりの方針となります5つの基本方針ごとにKPI、キー・パフォーマンス・インディケータ、重要業績評価指標、これを設定しております。この達成度を通じて施策や事務事業の客観的な評価、検証が可能となっております。

また、「市民協働のまちづくり」を推進するため、市民の皆様や民間事業者の皆様など、施策に関係する皆様と行政の役割分担を整理しております。このように総合経営計画は、限られた行財政資源の配分と、効果的かつ戦略的な取り組みの企画立案や実効性の高い事業実施へとつなげるため、市民の皆様や関係者の皆様と連携したPDCAサイクルを導入し、地域一体となったまちづくりを進めるために活用できる内容となっております。これらのことが長期総合計画と大きく異なる点であると考えております。

次に、基本構想だけではなく基本計画、実施計画まで議決案件としてもよいのではないかということについてでありますけれども、基本構想は地域経済社会の変動にあって、真に住民の負託に応え適切な地域社会の経営の任を果たすためには、将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立することが必要とされ、平成23年5月まで、地方自治法により市町村に策定が義務づけられていたものであります。その趣旨を踏襲しつつ、また基本構想は市が長期的に取り組むべく施策の指針となるものであり、市民の代表であります議員の皆様と共有すべき重要なもので議会の議決が必要なものと考えております。

これに対して基本計画につきましては、基本構想実現に向けての行動指針とその目標を定めたものでありまして、主に我々が業務の中で活用していくものでありますことから、議会の議決すべきものとしては、我々としてはなじまないものと考えております。

総合経営計画は、全ての職員が日常的に活用し、将来ビジョンを持って業務に取り組むような内容となっておりますので、議員の皆様には議会の場だけではなく、行政経営や日々の職員の業務について日常的にチェックしていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） これでは中村正志議員の質疑を終わります。

次に、24番濱田栄子議員。

○24番（濱田栄子） 中村正志議員に引き続いて議案第12号 むつ市総合経営計画の基本構想について、1点だけお尋ねいたします。

新しく設けられました第3章、主要課題の6番に、川内・大畑・脇野沢地区の活性化を挙げたことはとてもよいことだと評価いたしております。具体的な構想というのがありましたら、お願いいたします。

そしてまた、ないとしたら、その構想をつくり上げるためにどういったプロセスを考えているのか教えてください。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

川内、大畑、脇野沢地区の活性化につきまして、主要課題において、それぞれの地域資源を生かしながら、特色に合った地域づくりを進めることが重要としており、具体的には基幹産業である農林水産業について担い手の育成、確保を含めた形で、より一層の振興を図るとともに、新たな雇用創出の観点から、6次産業化など産業の創出や育成を推進する必要があるとしてございます。

これらの具体的な構想につきましては、基本方針1. 元気の向上の（2）産業・雇用の中で、農林水産業の振興を掲げ、さらに具体的に基本計画において、稼げる農林水産業の展開や生産性の向上など主要計画を示しております。これに加えまして、交流人口の拡大のため、下北ジオパークや食文化などの地域資源を一体的かつ効果的に活用した観光振興が図られるとし、基本方針の5. 魅力の向上の（1）ジオパークや、（2）観光・物産の中で、交流人口の拡大を掲げ、基本計画ではジオパークのガイド員養成等による受け入れ体制の充実や下北版DMOの推進、効果的な情報発信など、主要計画に示しております。

このような取り組みを重ねることで、未来に向かって輝く希望が持てるまち、笑顔輝く希望のまち・むつの実現を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） ありがとうございます。その構想についてお聞きしましたが、プロセスについては今ご答弁がありませんでした。関係団体と十分協議して進めていただきたいと思います。やはり同じ結果を生むとしても、その経過を一緒に共

有することが、つくり描いた後のまちづくりの愛着というものがあると思いますので、そのところは十分よろしく申し上げます。

それから、市長が施政方針演説でおっしゃいました市民の皆様がお互いにつながるといこと、ことしはこのつながるをテーマといことでお話しされました。やはりそういった一体感を持つための川内や脇野沢、大畑が、そしてむつ市が一体感を持つための施策も必要ではないかなと思います。もちろんジオパークといこと、それぞれジオサイトはあります。その辺のところは皆さん十分すぐれた優秀な方たちばかりです、ご提案をお待ちしております。プロセスを大切にしてくださいといことをお願いして質疑を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており、議案第12号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 工藤祥子です。議案第12号むつ市総合経営計画の基本構想について反対討論をいたします。

本案は、今後10年の目指すべき市の将来像としてまちづくりの目標を定めたものです。本案は、KPIという数値目標を導入するとい画期的なものであります。多くはすばらしい内容となっています。しかし、基本構想、産業・雇用、エネルギー関連産業の育成とい項目では、「本市において操業が予定されている使用済核燃料中間貯蔵施設をはじめ下北半島にエネルギー関連施設が集積しているとい地域性を活かし、エネルギー関連産業の育成を図るとともに、地域産業の活性化や雇用機会の創出に努めます」と述べてあり、参考資料の中には、国のエネルギー政策への協力を図る、市民への原子力に関する知識の普及を図ると書いています。

昨年10月17日の朝日新聞の世論調査では、原子力発電を「ただちにゼロにする」、「近い将来ゼロにする」は合わせて73%です。本案は、今後も原子力に期待している計画とい点で承認するわけにはいきません。本案に反対いたします。

○議長（浅利竹二郎） これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第12号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇議案第13号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第13 議案第13号人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に永井信孝氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第14 議案第14号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員に石倉司氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

ます議案第14号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第15 議案第15号 平成28年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、18番齊藤孝昭議員。

○18番(齊藤孝昭) 平成28年度むつ市一般会計補正予算の繰越明許する7事業についてお尋ねいたします。

ご存じのとおり、会計年度独立の原則からいえば、この繰越明許はより少ないほうが良いというのは皆さんご承知のとおりだと思いますが、このたびも7事業が繰越明許されています。その理由をお知らせください。

○議長(浅利竹二郎) 総務政策部長。

○総務政策部長(川西伸二) 齊藤議員の繰越明許とする理由のうち、総務政策部が所管しております第2款総務費及び第9款消防費に係る3事業についてお答えいたします。

初めに、社会保障・税番号制度対応事業につい

てであります。本事業は社会保障・税番号制度における通知カード及び個人カードの作成等を事務委任している地方公共団体情報システム機構へ支払う交付金であります。この交付金は、全額国庫補助対象となっておりますが、今年度分の交付決定額のうち国庫債務負担行為、平成28年度年割額を平成29年度へ繰り越すよう県を通じて国から通知があったため来年度へ繰り越すものであります。

次に、脇野沢コミュニティセンターを核にした小さな拠点による脇野沢創生プロジェクトについてであります。本事業は国の「未来への投資を実現する経済対策」により、平成28年度第2次補正予算に計上された地方創生拠点整備交付金を活用する事業でありまして、本年2月24日に交付決定を受けたものであります。

本交付金の性質上、交付決定日以前の着手が認められていないため、実質的に事業開始が新年度となりますことから、事業費の全額を繰り越すものであります。

次に、要配慮者等屋内退避施設整備事業についてであります。本事業は平成27年度において原子力災害時における放射線防護対策工事を実施した奥内小学校について、屋内退避時に外部電源が喪失した場合の施設の環境を見直し、施設内の非常用の照明や空調設備の整備、また整備に伴う非常用発電機の増設を実施するものであります。

本事業の財源につきましては、平成28年度の国の第2次補正予算に盛り込まれた事業で、県を通じて全額が交付されることとなりますが、国から県への交付決定が3月10日の予定であることから、今年度中の事業完了は見込めないため、来年度へ繰り越すものであります。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 臨時福祉給付金事業、

経済対策分を繰り越す理由についてお答えいたします。

臨時福祉給付金の経済対策分については、国において昨年10月に平成28年度第2次補正予算で成立いたしました。その補正予算を11月に専決処分し、申請書発送事務を進め、申請受け付けを2月1日からとしたところであります。しかしながら、まだ申請されていない方がいらっしゃるなど、平成28年度中に事業の完了に至らないため繰り越しをするものであります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 繰越明許費のうち経済部が所管する事業についてご説明申し上げます。

第6款農林水産業費、第4項水産業費のうち、むつ地区水産物供給基盤機能保全事業は、市管理漁港における漁港施設の長寿命化を図る事業であり、漁港施設の機能診断を行い、機能保全計画を策定し、必要に応じた保全工事を実施するものであります。

繰り越しの理由といたしましては、機能保全計画策定に係る業務委託契約で生じた入札差金と国の第2次補正予算を活用し、来年度事業の一部を前倒しして実施する予定としておりましたが、現在当該事業に係る県補助金の内示を待っている段階であることから、年度内での完了が困難であり、繰り越しすることとしたものであります。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 道路橋りょう費の貝田橋架設事業2,990万4,000円を繰越明許とする理由についてご説明いたします。

今年度完成に向け用地買収、物件移転及び工事を実施することとしておりましたが、用地交渉等に時間を要したこと及び地盤改良、架設工法等の再検討が必要となり、年度内の完了が見込めなくなったことから繰り越すものであります。

次に、都市計画費の横迎町中央2号線整備事業6,746万円を繰越明許とする理由についてご説明いたします。今年度は主に事業用地の用地買収、物件移転等に係る補償及び一部道路整備工事を実施することとしておりましたが、用地交渉に時間を要したため、予定しておりました家屋の移転及び一部工事について年度内の完了が見込めなくなったことから、事業費の一部を繰り越すものであります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） 繰越明許する理由で、国、県の都合というところは仕方がないものだというふうには思いますが、地域の経済ということを見ると、このたび1点、臨時福祉給付金事業がありました。約2億1,300万円まだ給付されていないと。このお金がちまたに回ればどれほどの経済効果、または生活が少しでもよくなる方がいらっしまったのかなというふうに思えば、やはり行政も相当数の努力をして、少しでも多くの方にというふうなことをしなければならぬというふうに考えていました。努力はしたとは言っているものの、この約2億1,300万円、もう少し給付することができなかつたのかお知らせください。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

繰り越しについて全般的にご指摘をいただいたという趣旨については、私も十分理解をしております。行政の怠慢によって、これが繰り越されるようなことがあってはならないと。それは、やはり民間の事業者の方々の期待を裏切ることになりますし、市民の皆様方の期待を裏切ることになると。そういった視点は非常に重要なことだと思いますし、来年はPDCAサイクルといいますか、行政経営をさらに洗練していくという中では、このようなことが少なくともないようにしていきたいと

いうふうには思っております。

一方で、今回説明させていただいたとおり、国の都合、県の都合でどうしてもなる場合はあると。

今ご指摘いただいた臨時福祉給付金については、これは申請主義といいますか、そういうことでありますので、最終的にはこれは全員に行き渡るような形でお届けをしまいたいと思いますし、また議員からご指摘いただいたとおり、今後はやはりなお一層周知、広報活動を徹底して、なるべく早目に交付されるような措置をとっていきたく、このように考えております。

○議長（浅利竹二郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、22番中村正志議員。

○22番（中村正志） 補正予算につきまして、2事業について質疑をさせていただきたいと思えます。

まず1つ目が、脇野沢コミュニティセンターを核とした小さな拠点による脇野沢創生プロジェクト事業についてです。脇野沢温泉は、平成27年9月より休止しておりまして、何とか再開できないものかと、議会でも佐々木隆徳議員初めたくさんの議員の方々がその方策を探っていましたし、行政においても市長初めその方策を探していただいて、今回それに結実したということは大変歓迎すべきことだというふうに考えております。この事業の概要について、まずお聞きしたいというふうに思います。

もう一点、要配慮者等屋内退避施設整備事業の概要についても、こちらのほうもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず私のほうからは、脇野沢コミュニティセンターを核にした小さな拠点による脇野沢創生プロジェクトの概要についてお答えいたします。

本事業でありますけれども、休止中の脇野沢温泉を、単にこれを再開させるだけではなくて、市内でも人口減少が著しい脇野沢地区において、誰でも気軽に集い、自由な時間を過ごすことができる拠点を整備し、今後の地域のあり方について、地域の方々が主体的に参加して策定する地域デザインをもとに、地域住民の皆様が住みなれた地域で自ら活動し、稼ぎ、暮らし続けるための小さな拠点を形成することを目指すものであります。

具体的には、ソフト面において地域デザインの策定、地域運営組織の形成に向けたワークショップを開催し、地域住民の皆様それぞれが自ら主体となり、地域の課題の解決に向けた取り組みを持続的に行うための組織づくりを支援するものであります。

また、ハード面におきましては、休止しております脇野沢温泉の給湯設備を初め、一部内装工事を予定しております、地域住民の憩いの場としてコミュニティセンターを、コミュニティセンターではなくてコミュニティセンターを整備することとしております。

加えて、脇野沢温泉後方にありますガラスハウスを改修し、この2つの施設を地域運営組織の活動拠点とすることで、この地域を訪れる方に、例えば餅づくりの体験や農作物の収穫体験など、新たな体験型のコンテンツを提供する施設として整備をするものであります。

要配慮者等屋内退避施設につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 要配慮者等屋内退避施設整備事業の概要についてお答えいたします。

この事業は、平成27年度におきまして、原子力災害時における放射線防護対策工事を実施した奥内小学校について、屋内退避時に外部電源が喪失した場合の非常用発電機を増設するほか、非常用

の照明や空調設備を整備するものでありまして、平成28年度の国の第2次補正予算により実施する事業でございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） まず、コミュニティセンターのほうなのでありますが、これは予算で地方創生の交付金がついたということは、恐らくこの事業が、その独自性、先進性が認められてのことだと思います。ぜひとも今ご説明いただいたことを進めていただいて、地方創生のベストプラクティスとなるような事業にしてほしいなというふうに思います。

そこで、地域運営組織というふうな言葉が今ご説明あったのですけれども、このセンターにつきましての運営という部分については、現時点ではどのような進められ方をされているのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

その部分につきましては、現在ワークショップを形成いたしまして、そのワークショップのメンバーですが、当然地域の住民の方々、それから設計の業者の方、それとあと役所の関係課、関係する部署が多岐にわたると思いますので、そういった関係部署集まって、そういった事業の内容ですとか、そういったものが設計に反映されるようなアイデアを出し合って、今後の整備のほうに進んでいくと、そういうような内容になってございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） そうしますと、最終的にこのセンターが完成した暁には、ここの施設の管理運営というものは行政ではなく民間ということに、地域の組織ということになるのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 地域運営組織でありますけれども、今その地域運営組織に移行するためにワークショップを開催して、今部長が答弁したような形で進めております。この運営組織自体は、これは地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織ということで、内閣府のほうの定義がございます。

今回のコミュニティセンターについては、これは地域の方で運営していただくということも現時点では一つの選択肢としてはあるということでもありますので、そのワークショップの結論を待ちながら、協議を住民の方々と重ねてまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 私も同様の脇野沢コミュニティセンターについてでございますが、これはこの9,220万円、これで大体事業費は全てと考えてよろしいのかどうか、総事業費かということでございます。

そして、これ先ほど運営はワークショップ云々ということで検討しているということですが、維持管理費というのはどういうふうな金額になるのかということも、わかる範囲でよろしいので、お答えしてもらえればと思います。

それと、13ページのほうに農業振興費として脇野沢農業振興公社貸付金6,600万円があるのですが、これは貸し付けですから、何年の貸し付けで返済はというふうになるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

脇野沢農業振興公社に対する貸し付けというお話から答弁をさせていただきたいと思っております。

ども、その前提のお話として、むつ市脇野沢農業振興公社につきましては、赤字の原因となっております。イノシシ飼育事業を今年度をもって廃止し、脇野沢農業振興公社の中心的事業であります農地利用事業でのソバ生産の拡大や、当市でブランド化を推進しております一球入魂かぼちゃの生産による収益の増を見込んでいるほか、リフレッシュセンター鱒の里での物産販売の収益拡大を見込み、単年度収支の黒字化が図られることにより来年度以降の補助金の抑制ができるものと考えております。

また、市ではこれまで脇野沢農業振興公社に対しまして、毎年6,600万円のオーバーナイト、いわゆる短期貸し付けを実施してはいたしましたが、総務省で策定されました「第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドライン」の中で、本来は長期貸し付けで対応すべきものであるとの指導があったことから、貸付資金について今年度において予算化すべく補正予算の提案となったものであります。

今後この経営の健全化によりまして、収支の黒字化が見込めるものとして、今年度において6,600万円の長期貸し付けを行い、36年間という長い期間でありますけれども、返済計画により確実な返済を求めることとしております。

今後市の方の施策展開に沿った事業を組み入れて、地域振興、地域活性化に資することを念頭に運営していただくこととしておりまして、現状では黒字を見込んでおりますが、経営状況についてはチェックをするとともに、5年後には改めて組織の見直しを含めて経営の健全化について検討することとしております。

その余のご質問につきましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 脇野沢コミュニティセン

トーを核にした小さな拠点による脇野沢創生プロジェクト事業の総事業費についてお答えいたします。

本事業は、脇野沢コミュニティセンターの給湯設備及び内装工事費として8,840万円、備品購入費として220万円、ガラスハウス改修事業費として70万円、地域デザイン及び地域運営組織を形成するためのワークショップに係る経費として90万円の合計9,220万円が総事業費となっております。

維持管理費につきましては、供用開始時期が未定となっておりますことから、平成29年度当初予算には計上しておりません。新年度において、脇野沢地区の地域デザイン策定と地域運営組織の形成に向けたワークショップを開催し、その中で当該施設の運営方法についても協議されることとなりますので、その決定内容に従い、オープン予定前には予算計上したいと考えております。

以上でございます。

- 議長（浅利竹二郎） 5番。
- 5番（横垣成年） 今の脇野沢コミュニティセンターの部分で、オープン前にはということですが、大体いつごろオープンを予定しているのか、そこを最後よろしくお願ひします。
- 議長（浅利竹二郎） 経済部長。
- 経済部長（高橋 聖） 今後設計業務等を行いまして、その設計による期間の想定が出てきますので、そのとき初めてオープン予定というのが見えてくるものと考えています。
- 議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。
- 以上で議案第15号の質疑を終わります。
- お諮りいたします。ただいま議題となっております

ます議案第15号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇議案第16号

- 議長（浅利竹二郎） 次は、日程第16 議案第16号 平成28年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第17号

- 議長（浅利竹二郎） 次は、日程第17 議案第17号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第18号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第18 議案第18号 平成28年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第19号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第19 議案第19号 平成28年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第20号～議案第27号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第20 議案第20号 平成29年度むつ市一般会計予算から日程第27 議案第27号 平成29年度むつ市水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第20号 平成29年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） 平成29年度むつ市一般会計予算につきまして、総括質疑をさせていただきます。5点です。

まずは、平成29年度予算編成により描いたストーリーをお知らせ願いたいと思います。行政の行う施策については、即効果があらわれる短期的なもの、将来効果があらわれる中長期的なものがあると思いますが、厳しい財政状況の中において、市長及び理事者の皆様が描くまちのイメージがあると思います。平成29年度予算編成に当たり描いたストーリーを、まずはお知らせ願いたいと思います。

2点目は、PDCAサイクルの効果についてであります。行政が行う計画や事業及び各種業務が円滑かつ効率的に行われているのかを評価するPDCAサイクルを実施していますが、それによって得られた効果を平成29年度に反映されていると思います。その内容をお知らせ願います。

3点目は、人件費を前年度より多く計上した理由についてです。退職者不補充や特別職及び一般職の給与減額など人件費の抑制を図っていますが、平成29年度当初予算で昨年度当初予算より約1,250万円多く計上しています。あくまで予算ということと理解していますが、とはいえ前年度より人件費がふえた理由をお示し願いたいと思いま

す。

次は、これは財政に大きく影響している理由ということでよく説明されていますが、大畑診療所の不良債務の解消、むつ総合病院の債務負担行為についてお聞きいたします。一般財源が厳しい状況にある理由の一つに、大畑診療所の不良債務解消とむつ総合病院への債務負担行為の履行があると市長はよくおっしゃっています。計画的に実行しているとすれば、その計画を、計画的に実行していないとすれば、その理由を。どちらにしても、この2件については財政に相当影響しているということですので、いつまで続くのかお知らせ願いたいと思います。

最後は、今予算から始まりましたトップランナー方式による影響ということでもあります。地方交付税算定におけるトップランナー方式については、交付税算定の全体からすれば一部の見直しであると。財政運営上の影響も限定的であるという考えをしている方もいらっしゃるようですが、これは地方交付税の算定基礎となる単位費用の一部の積算に民間委託等による合理化の要素を反映させたものでありますことから、普通交付税積算方法を国が進めることによって、極端な合理化へ拍車がかかるのではないかとというふうに懸念をしています。地方交付税法第2条第6号に規定する単位費用の定義からして、このトップランナー方式が当市にとって適切なのかということも含めまして、本予算に与える影響をお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

お尋ねの1点目、予算編成による平成29年度のストーリーについてお答えいたします。

まず、平成29年度の当初予算でありますけれども、財政の健全化を最重点事項といたしまして取

り組む一方で、限られた財源の中においてむつ市の成長を促し、希望を見出すべく重点施策を積極的に展開することとして編成をしたところであります。

お尋ねの中にストーリーということをございましてけれども、本定例会での施政方針演説や提案しておりますむつ市総合経営計画、この計画の内容ということが私の描くイメージ、ストーリーであるというふうに考えております。今後10年間の目指すべき市の将来像としてのまちづくりの台本になるものと認識をしております。

したがいまして、平成29年度はむつ市総合経営計画の計画初年度となることを踏まえ、予算編成に当たっては、全ての市民の皆様が笑顔で輝き、未来に向かって輝く夢や希望を持っていけるようなまちの実現に向け、計画との整合性、連動性を意識しつつ、前例や慣習にとらわれることなく、創意工夫と新たな視点で事務事業の見直しを行うなど、一般施政方針でも述べておりますとおり、連携と協働によるまちづくり元年として、成長するむつ市とむつ市役所を演出できるような取り組みの推進を念頭に置いた予算編成をしたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、お尋ねの2点目のPDCAサイクルの効果についてでございます。まず私は、常日ごろから事務事業を行うに当たっては、PDCAサイクルを基本とするように職員に指示をしており、各部署における予算要求及び各種財源対策の検討におきましても、これを基本として進めてきたところであります。このことから、本予算案に計上した事業は費用対効果の最適化を図り、直面する諸課題に的確に、効果的に、効率的に対応することとしたものでありまして、市民の皆様へのサービスの向上に大きく寄与するものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、この財政健全化という視点から見ますと、

各種財源対策を行った結果、おおむね5億円程度の効果が図られたところでありますので、その点もご理解を賜りたいと存じます。

なお、人件費、それから大畑診療所、さらにはむつ総合病院のお尋ねにつきましては、それぞれ担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） それでは、私のほうからは、お尋ねの3点目から5点目までについてお答えしたいと思います。

まず、お尋ねの3点目であります。人件費を昨年度より多く計上した理由についてであります。平成28年度は、特別職給与10%から15%のカット並びに一般職職員の給与3%及び管理職手当50%のカットを実施しておりましたが、退職者一部不補充により職員数を前年度と比較いたしますと14人を減じ、大幅に人件費を削減したところでありますが、平成29年度は特別職給与10%から15%のカットは継続いたしますが、一般職職員の給与及び管理職手当は通常に戻すことといたしましたことから、前年度と比較し、人件費が増額となっております。

次に、お尋ねの4点目、大畑診療所の不良債務解消、それからむつ総合病院の債務負担行為の履行についてのご質問についてお答えいたします。

まず、大畑診療所の資金不足は、平成27年度末で約9億1,000万円となっており、平成31年度までの解消を目指しております。

一方、むつ総合病院の債務負担行為の残額は、平成27年度末で約32億1,000万円となっており、債務負担行為も設定しておりますとおり、平成34年度までの履行を目指しております。

しかしながら、いずれも財政的負担が大きく、例年各年度で、これは下北医療センターのほうとしてもそうですが、目標額を設定しております。この目標額の一部を留保しなければ当初予算の編

成がままならないというふうな状況がございます。

このようなことから、決算を見据えて追加で対応することとしておりますが、目標額までの達成には至っていない状況となっております。

今後の対応につきましては、さらなる財政健全化の推進により、これらに対応するための財源を確保し、将来世代に過度の負担を残すことがないよう取り組んでまいり所存でございます。

最後に、お尋ねの5点目でございます。トップランナー方式による影響についてお答えいたします。

まず、トップランナー方式とは国が地方自治体の歳出効率化を推進するという観点から、歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組みでありまして、平成28年度以降、3年から5年かけて標準的な団体の経費水準を引き下げるといった内容のものであります。

当市に限らず、既に多くの団体が民間委託や指定管理者制度を導入するなどいたしまして、取り組んでいる業務について導入されておりますことから、より多くの地方自治体の実情に近づけたという意味では、地方交付税法第2条第6号に規定されております単位費用の定義である「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし」というふうな条文には反しないものと理解をしております。

当市への影響につきましてでありますけれども、この方式の導入に伴いまして、道路維持補修、清掃等、それから学校用務員事務、情報システムの運用等の項目において単位費用が見直しされたことにより、平成28年度と平成29年度とを比較いたしますと、基準財政需要額でマイナス約2,600万

円の影響を生じております。当初予算に計上いたしました普通交付税につきましても、この減額を反映しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 私からは、2点ほどでございます。

今むつ市の所有している施設で一番問題なのが、解体が必要な施設というのがそれなりにふえてきているのではないかなと、それがそのまま残っていると大変美しくないというふうなのが一番問題かなと。今関根中学校も新しくなると、関根中学校もそのまま残ってしまうし、大湊消防署も新しくすると、また残ってしまうというような形でふえていく方向にあります。そういう意味では、解体が必要な施設というのは、今回どのくらい解消される予算となっているのかお聞きしたいと思います。

それと、2点目ですが、普通建設事業費が前年比5億6,500万円ほど減っております。約20億円となっているのですが、この理由をお聞きしたいと思います。大体財政の予想だと毎年25億円から27億円の建設事業費が続くのかなというふうに私はイメージしていたのですが、かなり減ったなというイメージを持ちました。その理由をお聞きしたいと思います。

そしてまた、この20億円の大まかな内訳をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お尋ねにお答えいたします。

まず、1点目の解体が必要な施設はどれくらい解消される予算となっているかというふうなこと

についてのお尋ねであります。平成29年度に予算計上しております施設の解体撤去に係る経費は、トータルで8,175万1,000円となっております。解体予定の施設は旧角違小中学校、旧戸沢小学校、旧戸沢教員住宅、旧近川教員住宅、旧関根中学校教員住宅及び脇野沢庁舎本村倉庫の6件であります。いずれも建物の崩壊のおそれなど緊急性等を勘案し、予算計上したところであります。

次に、お尋ねの2点目、普通建設事業費は前年度比5億6,500万円ほど減って約20億円となっているその理由、それからその20億円の大まかな内容というふうなことについてお答えいたします。

まず、普通建設事業費の減額の理由についてであります。今後市民生活に不可欠な大規模事業といたしまして、新体育館整備事業、関根中学校建設事業が予定されておりますほか、下北医療センターでは入院病棟の建て替え、下北地域広域行政事務組合ではごみ処理施設や大湊消防署庁舎の建て替えが予定されておまして、いずれも多額の事業費が必要となりますことから、さらには実質公債費比率及び将来負担比率の上昇等、こうしたことを踏まえまして、事業費の抑制を図ったというふうなことでございます。

次に、普通建設事業費20億円の大まかな内容についてであります。こちらにつきましては、むつ市総合経営計画案の基本方針に沿ってご説明いたします。

まず、「元気の向上」に係る施策についてでありますけれども、主に産業振興に関する事業でありまして、関根漁港のむつ地区漁港施設機能強化事業で6,000万円、関根地区漁村再生交付金事業で4,106万6,000円、大畑漁港の水産物流通基盤整備事業負担金で2,700万円のほか18事業、トータル2億3,105万円を計上しております。

次に、「暮らしの向上」に係る施策では、主に健康福祉の増進及びスポーツの振興並びに道路橋

りょう、公共施設等の整備に関する事業でありまして、横迎町中央2号線整備事業で約3億4,720万5,000円、橋梁長寿命化修繕事業で2億2,289万1,000円、市営住宅緑町団地建設事業で1億4,704万7,000円のほか47事業で、トータル14億7,246万円を計上しております。

次に、「教育の向上」に係る施策では、主に教育環境の整備に関する事業でありまして、小・中学校整備事業等で5,657万1,000円、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業で3,409万円、スクールバス更新事業で1,326万9,000円のほか8事業で、トータル1億8,203万3,000円を計上しております。

次に、「安全の向上」に係る施策では、主に安全、防災関連施設設備等の整備に関する事業でありまして、排水路整備事業で4,484万円、むつ消防団車両整備事業で2,829万8,000円、高野川護岸整備事業で2,000万円のほか6事業で、トータル1億2,380万8,000円を計上しております。

最後に、「魅力の向上」に係る施策では、主に観光施設等の整備に関する事業でありまして、早掛レイクサイドヒル改修事業で655万5,000円、釜臥山展望台改修事業で191万5,000円のトータル847万円を計上しておりまして、いずれの施策におきましても、事業の重要度、緊急度等を勘案し、予算計上したところでありまして、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） かなり縮めたというか、そういうイメージを持ちましたが、そうなる、こういう大体20億円というふうな普通建設事業費は、このままの金額で数年は推移するという形になるのでしょうか。そこのところの大体の推移の予想をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 我々は、長期的に持続可能な財政運営をしていかなければいけないということでございます。先ほど答弁にありましたとおり、これから総合体育館を初め大規模な事業が続くということがありますから、長期的に見ておおよそ27億円という普通建設事業のこの水準をキープしていくための今回は措置だとしてご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成29年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成29年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成29年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成29年度むつ市下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成29年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成29年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成29年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

以上で平成29年度むつ市各会計予算に対する質

疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号から議案第27号までの平成29年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員25名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第27号までの平成29年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員25名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 零時05分 再開

○議長(浅利竹二郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に菊池広志議員、副委員長に佐賀英生議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇報告第1号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第28 報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第29 報告第2号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

報告第2号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第3号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第30 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成28年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番半田義秋議員。

○16番（半田義秋） ことしの冬は、本当に不思議な冬でして、1月、2月は晴天続き、例年にないほどの少雪でありました。そして、今この3月に入った途端にちょっと雪が降りました。それで、1月、2月の晴天続きの日に、新聞に突然、補正予算1億5,000万円追加と載りまして、市民の皆さんが、何でこんなに晴天続きなのに除排雪費が1億5,000万円追加になったのだと、そういうふう不思議がっていたわけだ。当然それは、雪があつて除排雪するために2億5,000万円の予算で足りなくて追加したのはわかるのだけれども、市民にはそれが納得いかないわけです。わけがわからないわけ。

それで、当初の2億5,000万円の予算、甘いのではないかと、見積もりが。私は常々言っているのです、ごみと除排雪は、これは市の責任ということで、何をさておいても、例えば工事費や建設費を削っても、この除排雪やごみは、これは市で責任を持ってやらなければならない仕事なのです。それが当初の見積もり2億5,000万円、この天気の良い日が続いても、足りなくなつて補正予算を組まなければならないというこの理由が私はわからない。それで、当初の見積もりが甘いと思うのだ。

過去5年間の除排雪の平均費用、今わかつたらちょっと教えてください。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

専決の経緯ですけれども、むつ市はこれ800平方キロメートルということで、県内一大きな広域の自治体であります。ですから、例えばむつ市内が晴れていても、むつ市のどこかで雪が降っていることはあり得ますし、川内地区で晴れていても

大畑地区で降っていることはあるということなので、結果的にこの当初の予算を使い果たして専決になっていると。たまたま専決した日から、また晴天が続いたということでありますし、その専決の分は、まさに今この大雪でこれから使うということになるかと思うのです。ですから、そういう意味では、専決したタイミングが少し晴れが続いていたときだというふうな認識かもしれませんが、これは適切に除排雪をした結果、予算が枯渇して行ったものであるということだと理解いただきたいと思います。

それから、当初の予算が甘いのではないかというお話ですが、これは非常に除排雪経費を的確に見積もるとのこと自体がまず難しいと。これは、天気のことにはわかりませんから。実際にどういう調整をしているかという、決算額ベースでの調整に、私はこの除雪という部分ではならざるを得ないのだというふうに理解していますので、その点については、これまでずっとそういう形でやってきましたので、ちょっとご理解いただきたいなと思っています。

今、過去5年間分の除排雪経費ということでありますが、これは事務方というか、担当から答弁をさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 過去5年間の除排雪経費についてご説明いたします。

平成23年の2月1日の大雪がございました。その年度は約14億円を支出しております。平成24年度につきましては、約7億円です。平成25年度につきましては、約6億6,000万円。昨年度、平成27年度につきましては、約4億5,000万円です。今年度は、現在直近で約2億8,000万円の支出をしております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 16番。

○16番（半田義秋） わかりました。過去5年間、平均大体七、八億円、私はこう見ています。市長は今、この雪のことは天気かげんだと、予測つかないのだと言っていますけれども、2億5,000万円、余りにも見積もり、当初の予算少ないです。もうちょっと、やっぱり最低四、五億円。そうすると、補正予算組まなくても、ことしみたいに市民に、何でこんなに天気いい日に補正予算やらなければだめなのだと言われなくても済むから、最初から大体4億円から5億円、平均すれば大体そうでしょう。そのくらいの予算を見たほうが私は賢明だと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） これは、過去からの経緯でそういうふうになっているのですけれども、仮に5億円の予算を計上するとすると、ほかの部分からその予算を持ってこなければいけない。そうすると、正直予算組めないのです。ただ、予算を執行していくに当たっては、必ず執行残というのが出てくるのです、年度を通じて。そういった執行残というもののなかで決算ベースでこの除雪費というのを調整して、最後帳尻を合わせる形で歳入歳出を合わせているというようなことをずっとやってきていて、これは大変申しわけないですが、市民の方々にもご理解いただきたいのは、こういうやり方でしか今財政運営ができないということです。ですから、いや、こんなときに何で専決するのだみたいな話は、それは全くの誤解で、どこかで除雪していて、除雪経費がなくなったから専決しているということで、ぜひそのことは、そういう苦情があった場合には半田議員のほうからご説得いただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 16番。

○16番（半田義秋） 市長、私よくわかりました。今のラジオを聞いて、市民が、ああ、そうなのだ

と納得したと思うので、私の質疑も無駄でないと思いました。

○議長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

◎日程第31 議案上程、提案理由説明

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第31 議案第28号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま追加上程されました議案第28号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、本年3月31日をもちまして退職いたします新谷加水氏の後任として鎌田光治氏を選任い

たしたく、提案するものであります。

このたび、退職されます新谷氏は、就任以来5年4カ月にわたり市政運営にご尽力されました。ここに新谷氏の功績をたたえとともに、心から感謝の意を表するものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第28号については、3月17日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（浅利竹二郎） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月10日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月13日及び14日は予算審査特別委員会のため、3月15日及び16日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、明3月10日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月13日及び14日は予算審査特別委員会のため、3月15日及び16日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月11日及び12日は休日のため休会とし、3月17日は付託議案審議、議案第28号の質疑、討論、採決並びに議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時 17分 散会